

# 令和6年度分 町民税・県民税(国民健康保険税)申告について

申告と納税につきましては、毎年ご協力いただき厚くお礼申し上げます。本年も申告の時期がまいりましたので、次の点に注意し、申告くださいますようお願いいたします。

## ◎ 申告用紙配布対象者

令和6年1月1日現在、満18歳以上で軽米町に住所がある人  
ただし、令和5年中に町・県民税の特別徴収を受けている人、税務署から確定申告書（お知らせはがき、お知らせ通知書を含みます。）が送付されている人、65歳以上で令和5年中の収入が公的年金のみの人には配布されません。

※ 特別徴収を受けている人でも、給与以外の所得がある場合は、町・県民税の申告が必要となりますので、申告相談会場でお申し出ください。

## 令和6年度分申告相談日程表

月日	受付行政区	受付場所
受付時間	9:00～11:00、13:00～15:00	軽米町農村環境改善センター
2月13日(火)	河北、上河南、下河南	
2月14日(水)	沢田、松ノ脇、戸草内、下増子内、上増子内、セツ役	
2月15日(木)	百目金、八木沢、屋敷、市野々、小玉川	
2月16日(金)	高柳、鶴飼、笹渡、百鳥	
2月19日(月)	早渡、内城、山内駒木、和当地、竹谷袋、新井田、大清水、駒板	
2月20日(火)	山内大久保、上谷地渡、下谷地渡、平、中村、山口、貝喰	
2月21日(水)	横枕、沼、観音林東、観音林西、観音林南、観音林北	
2月22日(木)	下晴山、上晴山、下野場、上野場、高清水	
2月23日(金祝)	休日申告相談（主に給与所得者確定申告、還付及び合算） (受付12時終了)	
2月26日(月)	蓮台野、荒町、仲町	
2月27日(火)	本町、大町、元屋町	
2月28日(水)	下新町	
2月29日(木)	上新町、桜山	
3月1日(金)	向川原	
3月3日(日)	休日申告相談（主に給与所得者確定申告、還付及び合算）	
3月4日(月)	門前、新光団地、緑ヶ丘	
3月5日(火)	軽米駒木、新大鳥、長倉、下尾田、上尾田、小松、荻敷山、向高家	
3月6日(水)	高家、西里、外川目、君成田、上館、車門、東台、東	
3月7日(木)	萩田、岩崎	
3月8日(金)	蜂ヶ塚、米田、牛ヶ沢、民田山、米田大久保、蛇口、大沢	
3月11日(月)	上円子、下円子上、下円子下、板橋	
3月12日(火)	山田、仲軽米、沢里	
3月13日(水)	町内全域で申告を済ませていない人	
3月14日(木)	町内全域で申告を済ませていない人	
3月15日(金)	町内全域で申告を済ませていない人（受付12時終了）	

- ※ 申告に必要な書類は、各出張所にもそろえておきますのでご利用ください。
- ※ 2月23日、3月3日は、お勤めの人で、割り当ての日に都合のつかない人に向けての相談日ですが、例年大変混み合います。事前に事業所得等の収支や医療費を計算し、書類を整理の上、おいでください。
- ※ 受付行政区を割り当てていますが、日程の都合がつかない人はどの日でも申告することができます。ただし、申告期限（3月15日）の間際になりますと大変混み合いますので、お早めに申告をお願いします。
- ※ 税務会計課窓口では、申告相談中は担当者が不在となります。自分で書いてお済みになった申告書は受け付けします。

## ◎ 申告書を提出しなければならない人

- 令和6年1月1日現在、軽米町に住所があり、次に該当する人は申告が必要です。申告書が配布されていなくても、会場においてください。
- 1 事業所得（営業等・農業）、不動産所得、雑所得（公的年金以外）などの給与所得以外の所得がある人
  - 2 源泉徴収票の控除などに変更がある人（医療費控除を受けようとする人など）
  - 3 令和5年の途中で退職し再就職していない人や2か所以上から給与の支払いを受けた場合などで年末調整をしていない人
  - 4 給与所得者のうち、勤務先から町に給与支払報告書が提出されていない人（勤務先に確認してください。）
  - 5 国民健康保険に加入している18歳以上の人
  - 6 所得がない人や扶養されている人で、後日、所得証明等が必要になる人
- ※ 次に該当する人は申告する必要がありません。
- ① 所得税の確定申告をされた人
  - ② 給与所得のみで、年末調整が済みであり、勤務先から町に給与支払報告書が提出されている人
  - ③ 65歳以上で収入が公的年金のみの人で、医療費控除や扶養控除などの控除がない人

- ※ 申告をしなかつたり忘れしたりしますと、各種証明書（所得証明、扶養証明、課税証明等）が発行できません。
- ※ 国民健康保険加入世帯では、国民健康保険税及び介護保険料、後期高齢者医療制度の保険料の軽減措置の判定が受けられなくなります。

また、次の申請を受け付けることができませんので、必ず申告してください。

- 国民年金保険料の免除の申請
- 町営住宅の入居申し込み
- 保育園等の保育料の減免申請
- 児童・生徒の援助費の申請
- 国民健康保険の高額療養費の請求申請
- 介護保険利用料一部負担金の減免

## ◎ 申告相談に必要なもの

- 1 申告書  
申告書が配布された人は、その申告書に記入して持参ください。  
その他の人は、申告相談会場に用意してありますので、係の者にお申し出ください。
  - 2 印鑑と口座番号の控え  
所得税の納付を口座振替にしたい人は「銀行印」と「口座番号の控え」、還付申告の人は「口座番号の控え」が必要です。
  - 3 所得の内訳がわかる資料
    - 1) 営業等所得者 売上げ帳簿、仕入れ帳簿、経費明細書及び領収書など収入や支出の内容がわかる資料
    - 2) 農業所得者 市場・農協等の出荷証明書や自家消費の状況、必要経費の領収書など収入や支出の内容がわかる資料
    - 3) 不動産所得者 契約書、修繕費等の領収書、借入金の利息明細書など収入や支出の内容がわかる資料
    - 4) 給与所得者 令和5年分の源泉徴収票、給与支払明細書または勤務先からの支払証明書
    - 5) 譲渡所得者 公共事業で土地などを譲渡した場合は「公共事業用資産の買取り証明書」など、一般の譲渡の場合は「契約書」など
  - 6) その他の所得者 収入や経費のわかる資料
- 4 所得控除の内訳がわかる資料
    - 1) 医療費通知書または領収書（受診者ごと、病院・薬局ごとに領収書をそろえて集計してください。）
    - 2) 社会保険料（国民健康保険税や国民年金保険料など）の領収書または証明書
    - 3) 生命保険、個人年金、地震保険等の領収書または証明書
    - 4) 寄附金証明書
    - 5) 障害者控除の適用を受ける場合は、障害者手帳、療育手帳、または障害者控除対象認定書
    - 6) 配偶者控除、配偶者特別控除を受ける人は、配偶者の所得のわかる資料
    - 7) その他必要と思われる資料



## ◎ 配偶者控除・配偶者特別控除の所得基準と控除額

区 分	納税者の合計所得金額				給与だけの場合の年収	
	900万円以下 年収1,20万円以下	900万円超 950万円以下 年収1,20万円超 1,170万円以下	950万円超 1千万円以下 年収1,170万円超 1,220万円以下	1千万円超	1千万円超	1千万円超
配 偶 者 の 合 計 所 得 金 額	48万円以下 年収103万円以下	配偶者控除 33万円 (老人38万円)	配偶者控除 22万円 (老人26万円)	配偶者控除 11万円 (老人13万円)	控除なし	
	48万円超 95万円以下 年収103万円超 150万円以下	配偶者特別控除 33万円	配偶者特別控除 22万円	配偶者特別控除 11万円	控除なし	
	95万円超 133万円以下 年収150万円超 201.6万円未満	配偶者特別控除 3～33万円	配偶者特別控除 2～22万円	配偶者特別控除 1～11万円	控除なし	

<b>町・県民税の申告書の送付は</b>		<b>お問い合わせは</b>	
〒028-6302 軽米町大字軽米10-85 軽米町役場 税務会計課 あて		軽米町役場 税務会計課 電話:46-4737(内線114~116)	
<b>所得税の申告書の送付は</b>		<b>お問い合わせは</b>	
〒020-8504 盛岡市本町通3丁目8-37(盛岡税務署内) 仙台国税局業務センター 盛岡分室 あて		二戸税務署 電話:23-2701	

<b>インターネットで確定申告書が作成できます！</b>
・「国税庁」のホームページ内の「所得税の確定申告書作成コーナー」で、確定申告書を作成することができます。
・e-Taxによる電子申告にも挑戦してみてください。
・感染症対策にもつながりますので積極的にご利用ください。

## ◎ 給与所得の計算表

給与、賃金、報酬などの収入の合計金額		
(A)	円	
Aの金額に応じた区分	Aの金額に応じた所得の計算	
550,999円以下		0円
551,000円～1,618,999円	Aの金額	円 - 550,000円
1,619,000円～1,619,999円		1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円		1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円		1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円		1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	A ÷ 4	B × 2.4 + 100,000円
1,800,000円～3,599,999円	(千円未満切捨て)	B × 2.8 - 80,000円
3,600,000円～6,599,999円	= B	.000円 B × 3.2 - 440,000円
6,600,000円～8,499,999円	A × 0.9	- 1,100,000円
8,500,000円以上	A - 1,950,000円	

## ◎ 公的年金等に係る雑所得の計算表

公的年金等の収入の合計金額	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合は、計算式が異なりますので、ご相談ください。		
(A)	円		
年 齢	Aの金額	所得の計算	所得金額
昭和34年1月2日以降に生まれた人	1,299,999円以下	A - 600,000円	円
	1,300,000円～4,099,999円	A × 0.75 - 275,000円	円
	4,100,000円～7,699,999円	A × 0.85 - 685,000円	円
昭和34年1月1日以前に生まれた人	7,700,000円以上	A × 0.95 - 1,455,000円	円
	3,299,999円以下	A - 1,100,000円	円
	3,300,000円～4,099,999円	A × 0.75 - 275,000円	円
昭和34年1月1日以前に生まれた人	4,100,000円～7,699,999円	A × 0.85 - 685,000円	円
	7,700,000円以上	A × 0.95 - 1,455,000円	円

## ◎ 生命保険料控除計算表

- ・新契約（平成24年1月1日以降に締結した保険契約等）に基づく場合の所得控除制限額は、「一般生命保険料」・「介護医療保険料」・「個人年金保険料」それぞれ28,000円ですが、合計した場合は70,000円が限度となります。

### ①新契約（一般・介護医療・個人年金それぞれに適用）に基づく控除額

保険料の区分	支払った保険料の金額	生命保険料控除額
平成24年1月1日以降に締結した保険契約等	12,000円以下	支払った保険料の全額
	12,000円超 32,000円以下	支払保険料額 × ½ + 6,000円
	32,000円超 56,000円以下	支払保険料額 × ¼ + 14,000円
	56,000円超	一律 28,000円

※一般・介護医療・個人年金とあわせて控除最大70,000円

### ②旧契約（一般・個人年金それぞれに適用）に基づく控除額

保険料の区分	支払った保険料の金額	生命保険料控除額
平成23年12月31日以前に締結した保険契約等	15,000円以下	支払った保険料の全額
	15,000円超 40,000円以下	支払保険料額 × ½ + 7,500円
	40,000円超 70,000円以下	支払保険料額 × ¼ + 17,500円
	70,000円超	一律 35,000円

※一般・個人年金とあわせて控除最大70,000円

- ・新契約と旧契約の双方に加入している場合の控除額は、一般生命保険料、個人年金保険料のそれぞれに、①新契約のみの控除を適用、②旧契約のみの控除を適用及び③新契約と旧契約の双方について控除を適用、のいずれかを選択して控除額を計算することができます。（ただし、新契約と旧契約の双方について適用した場合の最高額は28,000円となります。）

## ◎ 地震保険料控除計算表

保険料の区分	支払った保険料の金額	地震保険料控除額
①支払った保険料が地震保険料だけの場合		支払った保険料の½ (限度額は25,000円)
②支払った保険料が旧長期損害保険料だけの場合	5,000円以下	支払保険料の全額
	5,000円超 15,000円以下	支払保険料額 × ½ + 2,500円
	15,000円超	10,000円 (限度額は10,000円)
③支払った保険料が地震保険料と旧長期損害保険料の両方の場合		地震保険料は上記①の金額 + 旧長期損害保険料は上記②の金額 (限度額は25,000円)

※注 1枚の証明書に地震保険料控除額と旧長期損害保険料控除額がある場合はどちらかを選択してください。